

事務連絡
令和3年1月4日

都道府県
各 指定都市 地域子ども・子育て支援事業担当部（局） 御中
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
厚生労働省子ども家庭局保育課

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における
病児保育事業の取扱いについて（令和2年度）

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。標記、病児保育事業の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて（令和2年度）」（令和2年7月10日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて（令和2年度）」（令和2年9月30日付け事務連絡）により、令和2年12月末までの特例措置を講じるとともに、令和3年1月以降の取扱いについては、別途お示しすることとしていたところです。

病児保育事業は、保育所等と同様、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、地域において病児保育事業の提供体制を維持していくことが引き続き必要であることに鑑み、今般、令和3年1月以降について、下記のとおり取り扱うこととしたいたしましたので、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いします。

なお、令和3年度以降については、令和3年度予算案において、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ補助単価の見直しについて盛り込んでいるところであり、特例措置は講じる予定はないため、利用ニーズや今年度の利用状況等を踏まえ、病児保育事業の提供体制を確保いただきますよう、お願ひいたします。

記

病児保育事業の特例措置については、令和3年3月末までの間、引き続き継続することとする。

以上

(子ども・子育て支援交付金の交付申請等について)

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付

TEL：03-5253-2111（内線38456）

(病児保育事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（内線4848）